

八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
令和7年度(2025年度) 第4回会議 次第

令和8年(2026年)2月27日(金)
午後2時00分～4時00分
八王子市役所801会議室

1 開会 【14:00】

2 報告事項 【14:10】

- (1) 高校生による提案発表会の報告について【青少年若者課】
- (2) 子どもの権利保障に向けた検討について【子どものしあわせ課】
- (3) 八王子市公私連携保育法人の指定について【子どもの教育・保育推進課】
- (4) 5歳児健康診査の実施について【こども家庭センター】

3 議題 【14:40】

- (1) 第2期八王子市子ども・若者育成支援計画のうち、子ども・子育て支援事業計画の一部追加について【子どもの教育・保育推進課】
- (2) 児童福祉施設等虐待対応部会の設置について(案)【子どものしあわせ課】

4 その他 【15:50】

- (1) 令和8年度(2026年度)の児童福祉専門分科会の予定(案)について【子どものしあわせ課】

5 閉会 【16:00】

【配付資料】

- 資料1 委員名簿
- 資料2-1 高校生による提案発表会の報告について
- 資料2-2 令和7年度配布プログラム(参考)
- 資料3 子どもの権利保障に向けた検討について
- 資料4 八王子市公私連携保育法人の指定について
- 資料5 第2期八王子市子ども・若者育成支援計画のうち、子ども・子育て支援事業計画の一部追加について
- 資料6-1 児童福祉施設等虐待対応部会の設置について(案)
- 資料6-2 保育所等における虐待発生時の対応フロー
- 資料6-3 諮問書
- 資料6-4 児童福祉専門分科会の委員構成(案)
- 資料6-5 要保護児童対策地域協議会と児童福祉施設等虐待対応部会(仮称)の違い
- 資料6-6 国の資料(抜粋)
- 資料7 令和8年度(2026年度)の児童福祉専門分科会の予定(案)
- 資料8 5歳児健康診査の実施について

令和7年度高校生によるまちづくり提案発表会 開催報告について (報告)

1 報告趣旨

令和7年度高校生によるまちづくり提案発表会を開催したため報告する。

2 報告内容

(1) 日時 令和8年(2026年)2月11日(水・祝)13:00~17:40

(2) 場所 学園都市センター11階・12階

(3) 主催 八王子市

(4) 共催 大学コンソーシアム八王子

(5) 参加校(五十音順)

都立翔陽高校、都立八王子北高校、八王子実践高校、都立八王子東高校、
都立富士森高校、都立南多摩中等教育学校

(6) 参加企業等(五十音順)

株式会社環境システムサービス、京王観光株式会社、京王電鉄株式会社、
株式会社ダイエー グルメシティ高尾店、武政会計事務所、
デザインデポ株式会社、東京ウエストインターナショナルスクール、
株式会社パルライン

(7) 来場者数

253名(ポスター発表・口頭発表を通しての合計人数)

《内訳》

発表生徒、司会 85名 教職員 28名 大学関係者 40名

企業・団体 19名 市職員(事務局職員除く) 35名 その他 46名

(8) 発表件数・内容

ア ポスター発表 23件(ほか大学生 10件)

イ 口頭発表 6件

ウ 意見交換会

・参加人数 高校生 26名、企業等 9名、市職員 9名

・実施内容

高校生2~3名、企業等1名で構成される9グループを作成し、それぞれのグループに市職員が1名オブザーバーとして参加する。グループ内で一つ選んだ発表テーマを実現する上での課題や自分自身はどう関わることができるかなどをディスカッションした。他校の生徒同士及び生徒と企業・市職員との交流機会となった。

エ 当日プログラム 別紙のとおり

3 当日アンケート結果（抜粋）

- ・大人から意見をもらえたり、実際に実現できる可能性も見出せて、嬉しかった。（発表生徒）
- ・高校生が一生懸命に発表している姿に胸を打たれた。（社会人）
- ・探究学習の成果が、八王子市の魅力向上につながるとよい。（社会人）

4 今後の動き

発表生徒と市の関係所管が、直接顔を合わせて意見交換等を実施することで、市の施策に反映できないか検討していく。

5 参考

令和6年度発表における、市の施策への反映内容・市との連携事例は、以下のとおり。

学校名	テーマ名	提案内容	施策への反映内容・市との連携事例
翔陽高校	自転車事故を減らすために	高校生が自分自身で危険な道や事故の起きやすいポイントなどをまとめた安全マップを作るのはどうか。	子ども目線で安全マップ作りができる東京都の Web サイトや、はちびバ川口での子ども自身が危険箇所をマップに落とし込む取り組みを、「青少年健全育成の基本方針 令和8年度重点目標の周知リーフレット」に掲載する予定。
八王子北高校	カラスにごみを荒らされてしまう	カラスに荒らされないようなごみの出し方の工夫が必要ではないか。	2026年度版の「ごみ・資源物収集カレンダー」に、カラス被害への注意喚起記事を新たに掲載予定。
八王子北高校	八王子市の観光客を増やすには	観光客を増やすために、八王子を舞台にした漫画・アニメ作品の聖地巡礼ツアーを企画するのはどうか。	令和7年12月、発表生徒と観光課職員との意見交換を行い、令和8年度以降の施策に反映していく予定。
八王子東高校	八王子市西部集結計画	地域のコミュニティを活性化するために、地域の若年層を主体としたイベントを開催するのはどうか。	令和8年2月、発表生徒が恩方中学校区地域づくり推進会議に参加し、地域の方々と直接意見交換を行った。生徒は地域の実情を知る機会になるとともに、地域にとっても活性化が図られる機会となった。
南多摩中等教育学校	高尾山における外国人に向けての『学生ガイド』の提案	高尾山に訪れる外国人を対象としたガイドボランティアをするのはどうか。	発表生徒が日本遺産外国語ガイドボランティアの事前研修会で経験談を発表し、参加者と交流。また、発表生徒も実際のガイドボランティアにも参加した。

令和7年度 高校生によるまちづくり提案発表会

～探究しよう！八王子のミライ～

- 【日時】 令和8年(2026年)2月11日(水・祝) 13:00～16:50
【場所】 学園都市センター11階ギャラリーホール・交流サロン 12階イベントホール
【主催】 八王子市
【共催】 大学コンソーシアム八王子
【参加校】 都立翔陽高等学校・都立八王子北高等学校・八王子実践高等学校
※五十音順 都立八王子東高等学校・都立富士森高等学校
都立南多摩中等教育学校
【参加企業等】 株式会社環境システムサービス・京王観光株式会社
※五十音順 京王電鉄株式会社・株式会社ダイエー グルメシティ高尾店
武政会計事務所・デザインデポ株式会社
東京ウエストインターナショナルスクール・株式会社パルライン

13:00 ポスター合同発表(11階ギャラリーホール・交流サロン)

【挨拶5分・45分×2サイクル・挨拶5分:1時間40分】

合同開催:大学コンソーシアム八王子

学生企画事業補助金成果報告会 ～ポスター発表～

14:40 ～休憩 10分～

14:50 口頭発表 前半3件(12階イベントホール)

【挨拶ほか10分・1組13分(発表7分・質疑5分・入替1分)×3件】

15:40 ～休憩 10分～

15:50 口頭発表 後半3件(12階イベントホール)

【1組13分(発表7分・質疑5分・入替1分)×3件・挨拶、参加証等贈呈】

16:50 閉会

あなたの未来を、
あるけるまち。
八王子

発表生徒への応援メッセージと 来場者アンケートへのご協力をお願い

口頭発表を行った生徒へ今後の学習に向けた温かい
応援メッセージをお願いします。

また、今後の発表会への参考とさせていただくため、
来場者アンケートにご協力ください。



合同開催！ 大学生が地域活動を発表！

大学コンソーシアム八王子主催「学生企画事業補助金 成果報告会」のポスター発表を合同開催。地域活動を行った10団体が高校生と交流します。

【留意事項】

写真撮影は可能となっておりますが、撮影した画像は、本人の同意を得ることなくWebサイトやSNSには掲載しないようお願いいたします。

【高等学校】

テーマの種類	番号	学校名	発表者・グループ名	テーマ名	前・後半
多世代 防災 地域活性	1	八王子東高校	グループ	★目指せ！！世代をつなぐ共生シティ★	前半
	2	八王子東高校	グループ	子育てしやすい街へ～地域で支える、子供たち～	後半
	3	八王子東高校	グループ	地域の人がもっと参加できるまち	前半
	4	八王子東高校	グループ	災害時における人的被害の軽減	後半
環境 インフラ まちづくり	5	翔陽高校	グループ	地域の高校生が様々なアイデアを使い「働きやすい中小企業」の魅力を広げ、人手不足や重労働を減らすためにはどうしたらよいか。	前半
	6	八王子北高校	個人	外来生物から生態系を守るには	後半
	7	八王子北高校	個人	人口減少社会において、八王子の不動産市場に未来はあるのか	前半
	8	八王子北高校	個人	八王子の自然との共存	後半
	9	八王子北高校	個人	八王子市で風力発電ができるか	前半
	10	八王子実践高校	グループ	不法投棄ゼロへ！ 八王子『クリーン・パトロール』大作戦	後半
	11	八王子東高校	グループ	石川町の買い物不便について	前半
	12	南多摩中等教育学校	個人	八王子市中心市街地の 回遊性を高めるにはどうすればよいか	後半
	13	南多摩中等教育学校	個人	八王子駅の混雑を解消するためには どのようにすればいいだろうか	前半
	14	南多摩中等教育学校	個人	八王子駅前の商業施設を、若者向けに より魅力的にするにはどうすればよいか	後半
食 文化 観光 健康	15	翔陽高校	グループ	八王子市の伝統野菜や農産物を使った栄養バランスの良いメニューを食べてもらうには。	前半
	16	八王子北高校	個人	八王子に世界遺産ができるか	後半
	17	八王子実践高校	個人	肺がんによる死亡者を減らすためには	前半
	18	八王子実践高校	グループ	八王子市の救急救命医療をより発展させよう	後半
	19	八王子東高校	グループ	八王子のグルメをもっと身近に	前半
	20	八王子東高校	グループ	道の駅八王子滝山を中心とした八王子北部の観光	後半
	21	富士森高校	観光2班	高尾山の現状から見えるもの	前半
	22	富士森高校	福祉教育3班	「てくポ」を利用して健康になろう	後半
	23	富士森高校	娯楽スポーツ8班	8人の神を探せ！！	後半

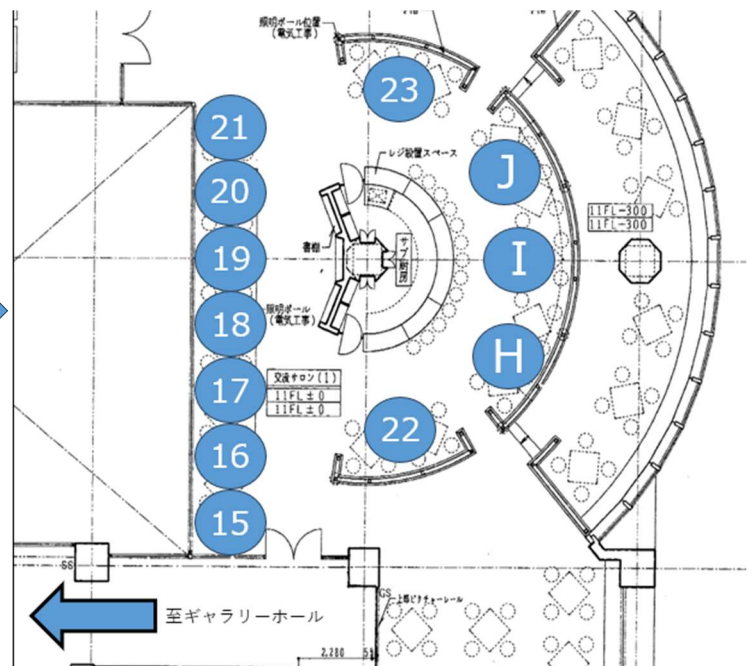
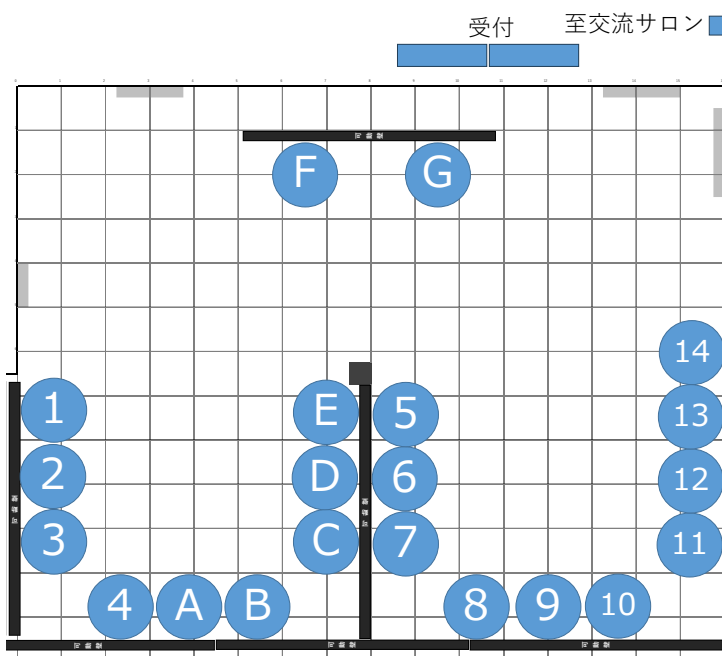
【大学コンソーシアム八王子加盟校】

テーマの種類		大学名	団体名	事業名	前・後半
多世代 防災 地域活性	A	山野美容芸術短期大学	Yamatan-Belle-Rose	エステダンスとセルフ美容で地域貢献	前半
	B	山野美容芸術短期大学	Yamatan-Belle-Rose	ローズプロジェクト ローズ・マップで地域活性化	後半
	C	法政大学	法政大学 佐野ゼミ	「伝える」を備える防災・減災風呂敷 ～情報格差ゼロを目指した風呂敷の挑戦～	前半
	D	法政大学	水野雅男研究室	CAMP in Campus八王子市内同時開催	後半
	E	創価大学	和足憲明ゼミ	加住中学校区における 「学生参加型」地域づくりの推進	前半
環境 インフラ まちづくり	F	ヤマザキ動物看護大学	Compoost	「糞」から作り上げる八王子の笑顔 ～犬の糞を通じて考える、地域と環境の未来～	後半
	G	サレジオ工業高等専門学校	ビジュアルコミュニケーション研究室	八王子ミライ創造PJ	後半
食 文化 観光 健康	H	帝京大学	観光経営学特殊講義（2025桑都観光）	日本遺産「桑都物語」と「織物」を活かす、持続可能なまちづくり（第二期：展開期）～親子・学生との連携からみんなに広げる「桑都・八王子」の本物の魅力発信～	前半
	I	中央大学	伊藤伸介ゼミ	江戸東京野菜商品開発	後半
	J	創価大学	創価大学理工学部丸田ゼミ	八王子産酒米米粉を利用したオリジナル開発製品の八王子市での有効活用	前半

【ポスター発表会場図】

発表一覧の番号と同じ場所で発表が行われます。

【ギャラリーホール 21件】



【交流サロン 12件】

口頭発表(前半3組) 14:50~15:40 12階イベントホール

	学校名	発表者・グループ名	テーマ名
1	翔陽高校	翔陽21班	高齢者の特殊詐欺被害を減らすためには？
2	八王子北高校	個人参加	八王子駅前に“共助Hub”を！ ～英語を学びながら共助を実践する場を生み出すには～
3	八王子実践高校	グループ参加	高尾山における遭難者増加の要因と安全に登山する為の提案

休憩

口頭発表(後半3組) 15:50~16:50 12階イベントホール

	学校名	発表者・グループ名	テーマ名
4	八王子東高校	Gグループ	道の駅八王子滝山を中心とした八王子北部の観光
5	富士森高校	歴史文化7班	八王子の歴史と伝統の存続 ～多摩織・はちばくの資料から分かった事～
6	南多摩中等教育学校	Glocal Issues 研究会	市民参加型ローカル登山プロジェクト

あなたのみちを、
あるけるまち。



八王子

子どもの権利保障に向けた検討について

資料3

八王子市では、子どもの権利保障について、平成13年(2001年)2月に「八王子市子どもすこやか宣言(以下、「宣言」という)」を行った。

その後、東京都や国でも子どもの権利保障に対し気運が高まり、他市でも条例をはじめとする権利保障に向けた取組を担い始めている。

本市は、宣言を行ってから25年が経過しようとする中で、改めて子どもの権利保障に向けた取組の見直しなどを検討する必要がある(第2期八王子市子ども・若者育成支援計画でも記載)。

そこで、令和8年度(2026年度)に児童福祉専門分科会の中で、検討を行いたい。

【主な年表】

1989年 子どもの権利条約の誕生	国連	・ 国連総会で「子どもの権利条約」が採択 ・ 子どもの最善の利益・意見尊重などを規定
1994年 子どもの権利条約の批准	国	・ 日本が子どもの権利条約を批准 ・ 包括的な権利に関する国内法は整備されず
2001年2月 八王子市子どもすこやか宣言	市	・ 子どもの権利保障を市として宣言
2021年4月 東京都こども基本条例	都	・ 子どもの権利保障を都として条例化
2023年4月 こども基本法施行	国	・ 子どもの権利条約の理念を国内法化 ・ 子ども・若者の意見を反映することが義務化
2023年12月 こども大綱閣議決定	国	・ 「こども・若者の社会参画・意見反映」を重要事項と規定

【第2期八王子市子ども・若者育成支援計画 P33 より抜粋】

施策3 子どもの権利を広めるための取組

学校の授業などを通じて子どもに、子どもの権利について学ぶ機会を提供していきます。また、大人に対しても子どもの権利の理解促進や周知を図るための取組を実施していきます。

〈主な取組〉

● 子どもの権利の理解促進や周知

子どもすこやか宣言の周知や、子ども☆ミライ会議の開催により、子どもの権利の理解促進や周知を進めます。

市立小・中・義務教育学校において、自由に意見を表したり、グループをつくったりしながら活動することを通して子どもの権利の一つである参加する権利について学ぶほか、授業を通じて子どもの権利条約について学ぶ機会を提供していきます。

● 子どもの権利保障に向けた取組

子どもの権利を保障していくため、子ども条例の制定や子どもすこやか宣言の見直しなどを検討していきます。

〈その他の取組〉

● 児童福祉週間をきっかけとした子どもの権利の周知 ● 子どもの遊ぶ権利の理解促進

【開催予定日】

令和8年(2026年)10月2日(金)	18:00~20:00
令和8年(2026年)12月18日(金)	18:00~20:00
令和9年(2027年)2月19日(金)	18:00~20:00

※ 3回を想定しておりますが、増減する場合があります。

(参考)

子どもの権利条約(正式名称 児童の権利に関する条約) とは

「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」は、基本的人権が子どもの保障されるべきことを国際的に定めた条約です。平成元年(1989年)11月20日に国連総会において採択され、平成2年(1990年)に国際条約として発効されました。日本は、平成6年(1994年)に条約を批准しました。



この条約は、大正13年(1924年)の「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」、昭和34年(1959年)の「子どもの権利宣言」を受けて成立しました。

前文と本文54条からなり、生存、保護、発達、参加という包括的権利を子どもに保障するものです。

「八王子市子どもすこやか宣言」と「子どもの権利条約」



「未来を担う子どもたちがみんな幸せに、そして責任ある大人になってもらいたい。」「自然がたくさんある八王子でいきいきと生活し、自分の可能性を伸ばして欲しい。」「まわりの人と信頼しあえる関係を大切にし、健康で個性豊かに成長して欲しい。」というのは、私たちの共通の願いです。

この願いを明文化し世界中の子どもが持っている権利を守る規範として、国連では「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」が平成元年(1989年)に採択され、日本も平成6年(1994年)にこれを批准しました。

ここでいう権利とは「人権(human right)」のことであり、人間としての尊厳をもつ社会の一員として扱われるべきであるという意味です。しかし、虐待やいじめなどつらいおもいをしている子どもたちのニュースが、毎日のように私たちのもとに届くのも現実です。今の社会が、そして八王子市が「子ども」たちが育つ環境として最高のものでしょうか。また、家庭、学校や地域で、子どもたちは「子どもの権利条約」に掲げられた権利が守られているのでしょうか。

八王子市では「子どもの権利条約」(「児童の権利に関する条約」)の考え方を取り入れながら、平成13年2月に「八王子市子どもすこやか宣言」を行いました。

作成目的



「自然がたくさんある八王子で、いきいきと生活し自分の可能性を伸ばして欲しい。」「またまわりの人と信頼しあえる関係を大切にし、健康で個性豊かに成長して欲しい。」

子ども達が心身ともに健康で個性豊かに成長することは、私たちの共通の願いです。しかし現状は、いじめや不登校、子どもに対する虐待などがあり、子どもの権利を守るための活動がようやく求められています。

そこで八王子市では、平成12年3月に策定された「八王子市新地域福祉計画」の中で、国連の「子どもの権利条約」(正式名称「児童の権利に関する条約」)の精神を尊重し、この宣言を行うことになりました。平成12年7月に文案検討委員会ができ、そこで議論され、平成13年2月に発表されたのが、この宣言文です。

資料4

令和8年(2026年)2月27日
社会福祉審議会児童福祉専門分科会説明資料
子ども家庭部子どもの教育・保育推進課

八王子市公私連携保育法人の指定について

八王子市では、令和8年(2026年)4月1日から静教保育園と多賀保育園の2園を公私連携型保育所へ移行するにあたり、八王子市公私連携保育法人の選定および協定締結等に関する手続きを進めてまいりました。

このたび、当該2園の、八王子市公私連携保育法人の指定を行いましたので、御報告いたします。

	静教保育園	多賀保育園
八王子市公私連携保育法人	社会福祉法人 太和会	社会福祉法人 愛和会
施設の名称	静教保育園 (八王子市立静教保育園から静教保育園へ名称を変更します。)	白百合多賀保育園 (八王子市立多賀保育園から白百合多賀保育園へ名称を変更します。)
指定期間	令和8年(2026年)4月1日から令和18年(2036年)3月31日まで(10年間)	
市民周知(ホームページ)	令和8年(2026年)2月9日より掲載 静教保育園 https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kosodate/003/001/001/p036930.html 多賀保育園 https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kosodate/003/001/001/p036929.html	
保護者説明会	令和8年(2026年)2月23日	

参考:「公私連携型保育所」とは、市町村が、設置・運営主体である民間法人(公私連携保育法人)と連携し、土地・建物など公有設備の無償又は廉価での貸付け・譲渡などを可能とし、設置の支援を行うとともに、人員配置や提供する教育・保育など運営に関与し、適正な運営が行われるよう、市と法人とが協定を締結して運営を行う保育所。(児童福祉法第56条の8)

【問合せ先】

子ども家庭部子どもの教育・保育推進課長 山田
042-620-7447(直通)2842(内線)

第2期八王子市子ども・若者育成支援計画のうち、 子ども・子育て支援事業計画の一部追加について

令和6年（2024年）の子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が新たに創設されるとともに、令和7年（2025年）の児童福祉法改正により、認可保育事業の新たな類型として満三歳以上限定小規模保育事業が位置づけられた。

本市では、令和7年（2025年）3月に子ども・子育て支援事業計画を策定したが、前述の子ども・子育て支援法改正及び国の通知により、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）及び満三歳以上限定小規模保育事業について、子ども・子育て支援事業計画に追加する事項が生じたため、以下の対応を行う。

（参考）

項目	乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	満三歳以上限定小規模保育事業
法的 位置づけ	令和6年（2024年）改正で新設 （地域子ども・子育て支援事業）	令和7年（2025年）改正で新設 （小規模保育事業の新類型）
施行時期	令和7年（2025年）4月施行	令和8年（2026年）4月施行
対象年齢	生後6か月～満3歳未満	満3歳～5歳児
対象児童	未就園児	保育を必要とする子ども
利用形態	月10時間までの短時間利用（30分～）	小規模保育事業としての通常保育
定員	制度として定員規定なし （受入枠は施設設定）	6～19名
運営主体	幼稚園・保育所・認定子ども園・ 地域型保育事業など	認可保育事業者
開始時期	令和7年度（2025年度）から開始 令和8年度（2026年度）から全国必須	令和8年度（2026年度）～全国実施

（1）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する内容と対応

詳細は次項

	国の通知	内容	市の対応
①	令和6年（2024年） 12月27日	「量の見込み」及び 「確保方策」の設定	現計画に反映済
②	令和7年（2025年） 10月3日	対象のこども（生後6か月から 満3歳未満）の利用終了後の受 入れについての記載が必要	国通知に基づき、子ども・子育て 支援事業計画に代わる計画（代用 計画）を策定することで対応

①・②の対応

①は、第2期八王子市子ども・若者育成支援計画 P110 に反映済だが、
 ②の「利用終了後の受入れ体制」について記載がない。

①は反映済

18.乳児等通園支援事業						
事業内容	保育施設等に通園していない生後6か月から3歳未満の子どもが、保護者の就労状況にかかわらず月一定時間まで保育施設等を利用可能にします。子どもに適切な遊びや生活の場を提供するとともに、保護者に子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。					
実施状況	東京都の多様な他者との関わりの機会の創出事業を活用した未就園児すくたく通園事業を実施					
対象/単位	0～2歳 / 利用人数(人/日)					
年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
0歳児	①量の見込み	19	18	17	16	16
	②確保方策	33	68	70	72	74
	充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
1歳児	①量の見込み	19	20	19	18	17
	②確保方策	33	68	70	72	74
	充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
2歳児	①量の見込み	19	18	18	17	16
	②確保方策	33	68	70	72	74
	充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
量の見込み算出方法	(人口推計-教育・保育量の見込み)×30%×10h(上限時間)÷176h(定員一人1月当たりの受入可能時間数)					
事業実施の考え方	令和7年度については、令和6年度と同様に東京都の多様な他者との関わりの機会の創出事業を活用した未就園児すくたく通園事業を継続します。令和8年度からは、乳幼児等通園支援事業が給付化されることから、事業の移行を行い、保育施設等の余裕枠活用を進めていきます。					

②は記載がない



国の様式に基づき、代用計画を作成

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

市町村(特別区)名

八王子市

(乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について)

記載事項

- 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。
- 幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。

(2) 満三歳以上限定小規模保育事業の創設に関する対応

	国の通知	内容	市の対応
③	令和7年(2025年)10月27日	同事業に係る必要利用定員総数を個別に定めることが必要であるが、計画の変更については自治体の個別判断。	現在のところ、同事業における3歳から5歳の保育を必要とする子どもの人数(量の見込み)は、増加する可能性が低いものと判断している。そのため、必要利用定員総数は0人として計画の「量の見込み」に位置付け、計画の変更は行わず現行のままとする。

③の対応

2 教育・保育

教育・保育の事業計画は次のとおりとします。

記載は現在のまま

教育・保育															
事業内容	子育て家庭の多様な教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園・保育所の運営に対して支援を行い、幼児期の教育・保育を提供します。また、家庭的保育・小規模保育事業所内保育などの地域型保育も実施していきます。														
対象/単位	0~5歳 / 年度当初の利用人数(人/日)														
年度	令和7年度(2025年度)				令和8年度(2026年度)				令和9年度(2027年度)						
年齢	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳			
利用区分	保育所等利用				幼稚園等利用	保育所等利用				幼稚園等利用	保育所等利用				幼稚園等利用
①量の見込み	694	1,695	1,908	6,295	2,955	699	1,860	1,921	6,249	2,778	702	1,787	2,096	6,299	2,668
②確保方策	875	1,843	2,068	6,639	6,800	872	1,969	2,101	6,618	6,754	877	1,909	2,201	6,678	6,754
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足
年度	令和10年度(2028年度)				令和11年度(2029年度)										
年齢	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳							
利用区分	保育所等利用				幼稚園等利用	保育所等利用				幼稚園等利用					
①量の見込み	696	1,751	2,019	6,324	2,581	685	1,703	1,981	6,387	2,517					
②確保方策	877	1,908	2,150	6,698	6,754	877	1,883	2,142	6,746	6,754					
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足					
量の見込み算出方法	推計児童数から地区ごとの幼児教育・保育需要を加味して算出														
事業実施の考え方	引き続き就業率は高まっていくと予想されますが、市全域では教育・保育ニーズに対応できています。地域別年齢別のニーズや大規模開発の情報収集を行い、待機児童ゼロの達成と維持を目指します。確保方策については公立保育園の再編の進捗に合わせ、適宜見直しを図っていきます。														

児童福祉施設等虐待対応部会の設置について(案)

1 経緯

全国の保育所等において職員による虐待や不適切な対応事案が相次いで発生している状況を踏まえ、子ども及び保護者が安心して保育所等を利用できる環境を確保する必要が生じた。

このため、令和7年(2025年)10月1日に児童福祉法等が改正され、保育所等の職員による虐待に関する通報等が義務化された。

これに伴い、国のガイドラインでも当該事案に関する報告先となる審議会等の対応が示され(資料6-2参照)、本市においても八王子市社会福祉審議会で審議を行うための諮問事項を追加したところである(資料6-3参照)。

2 目的

保育所や幼稚園等で虐待が発生した際に、所管行政庁が行う事実確認や指導内容について、審議会等が専門的・客観的な立場から迅速に検証できるよう、必要な審議体制や委員構成を整備することを目的とする。

3 対応方法

虐待対応に必要な専門性を確保するとともに、個人情報への適切な配慮を行うためには、より専門的な知見を有する委員による審議体が必要であることから、虐待通報があった場合の報告は、社会福祉審議会児童福祉専門分科会の下に部会を設置し、これを審議会等として位置づける。

4 審議会等設置の概要

(1) 審議会等の名称

社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童福祉施設等虐待対応部会

(2) 設置日

令和8年(2026年)4月1日

(3) 対象施設

以下の施設又は事業で発生した虐待に関する事実確認や施設等への指導等の措置

ア 保育所、幼保連携型認定こども園、(幼稚園)、家庭的保育事業、小規模保育事業、

事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育、乳児等通園支援事業

イ 子育て短期支援事業、妊産婦等生活援助事業、(児童育成支援拠点事業)

ウ 母子生活支援施設

エ 子ども・若者育成支援センター(はちビバ)

オ 放課後児童健全育成事業

(4)委員の構成案(計5名以上)

ア 現任委員

(ア)学識経験者1名

(イ)報告事案の対象年齢に応じて構成

乳幼児～幼児(0～小学校入学前)	保育協会、幼稚園協会
児童(小学1年生～小学6年生)	公立小学校長会
生徒(中学1年生～中学3年生)	公立中学校長会
生徒(高校1年生～高校3年生)	高等学校

イ 臨時委員

学識経験者1名、医師1名、弁護士1名

(5)開催予定回数

概ね2回

※ 緊急を要する案件が発生した場合は、別途開催する可能性あり

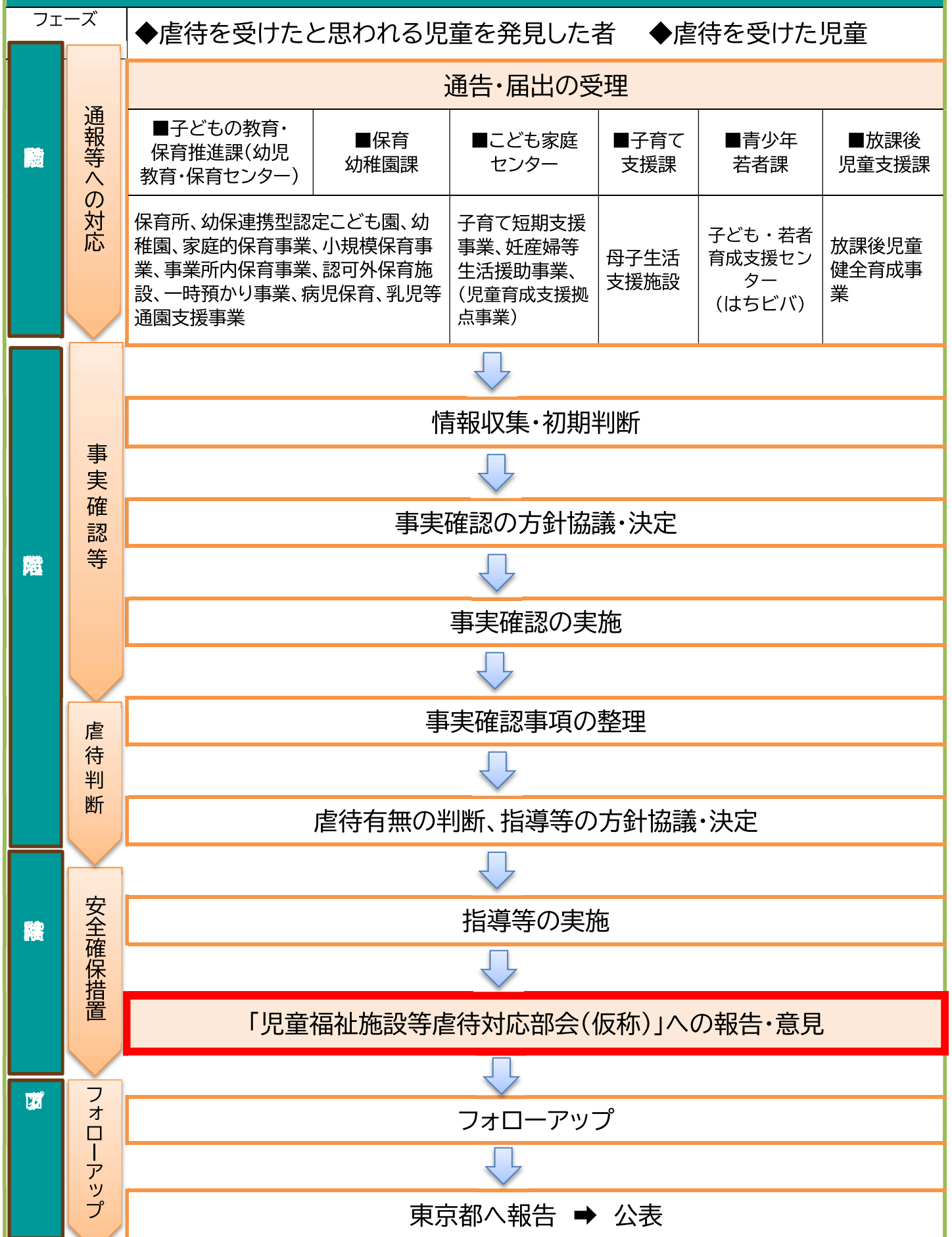
5 事務処理

(1)臨時委員の委嘱事務(子どものしあわせ課)

(2)開催通知・資料作成・進行管理等(子どもの教育・保育推進課)

(3)報酬の支払い事務(子どものしあわせ課)

<八王子市> 保育所等における虐待発生時の対応フロー



7 八 福 福 第 3 6 1 8 号
令和8年(2026年)2月19日

八王子市社会福祉審議会 会長 殿

八王子市長 初 宿 和 夫

諮 問 書

本市が別添のとおり実施する社会福祉に関する施策について、八王子市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

社会福祉に関する施策

1 諮問理由

本市は、地域共生社会の実現を目指し、福祉分野の上位計画である「第4期八王子市地域福祉計画」を令和6年（2024年）3月に策定した。

この計画に基づき、本市の福祉施策を推進するために必要な事項を諮問するものである。

2 諮問 社会福祉に関する施策

(1) 地域福祉に関すること

- ・地域福祉計画の評価及び中間見直し並びにその重点事業・課題に関する事項について
- ・地域福祉に関する重要事項について

(2) 民生委員の審査に関すること

- ・民生委員児童委員の推薦・再推薦・解職等に関する事項について
- ・民生委員児童委員の選任に関する事項について

(3) 高齢者福祉に関すること

- ・高齢者計画・介護保険事業計画の策定及びその重点事業・課題に関する事項について
- ・高齢者あんしん相談センターの運営に関する事項について
- ・高齢者施設の整備に関する事項について

(4) 障害者福祉に関すること

- ・障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の中間見直し及びその重点事業・課題に関する事項について
- ・身体障害者の障害程度の審査に関する事項について
- ・指定自立支援医療機関の指定に関する事項について
- ・指定医の指定に関する事項について
- ・その他障害者福祉に関する重要事項について

(5) 児童福祉に関すること

- ・子ども・若者育成支援計画の策定及び施策の実施状況の評価に関する事項について
- ・児童福祉施設等の認可及び確認に関する事項について
- ・子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事項について
- ・児童福祉施設等における重大事故の検証に関する事項について
- ・保育所等の職員による虐待対応に関する事項について

要保護児童対策地域協議会 と 児童福祉施設等虐待対応部会(仮称)の違い

項目	要保護児童対策地域協議会	児童福祉施設等虐待対応部会(仮称)
設置の目的 (趣旨)	要保護児童・要支援児童・特定妊婦等の早期把握と、関係機関による情報交換・支援内容の協議を通じて、適切な保護・支援につなげる(地域連携の枠組み)。	「保育所等の職員による虐待」の通報等を受け、所管行政庁が行う事実確認・指導等の内容を審議会等に報告し、必要に応じ専門的・客観的意見を得て、改善・再発防止につなげる。 (令和7年10月児童福祉法改正による)
主な対象	主に家庭(保護者・養育者等)による虐待・養育困難等。	以下に掲げる施設に通う子どもに対する、職員による虐待 ○幼児教育・保育施設(保育園等全て) ○子育て短期支援事業、 妊産婦等生活援助事業 ○母子生活支援施設 ○子ども・若者育成支援センター(はちビバ) ○放課後児童健全育成事業
委員構成	<p>【代表者会議】市・教育委員会除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童福祉関係 <ul style="list-style-type: none"> ・東京都八王子児童相談所 ・八王子市主任児童委員・民生児童委員 ・八王子市内私立保育園 ・八王子市内児童養護施設 ・八王子市内児童発達支援センター ・八王子市内母子生活支援施設 ●保健医療関係 <ul style="list-style-type: none"> ・八王子市医師会 ・八南歯科医師会 ・八南助産師会 ・東京医科大学八王子医療センター ・東海大学医学部付属八王子病院 ・医療法人社団永生会南多摩病院 ・島田療育センターはちおうじ ●教育関係 <ul style="list-style-type: none"> ・八王子市内私立幼稚園 ・八王子市内都立高等学校 ・八王子市内私立高等学校 ・八王子市内都立特別支援学校 ●警察・司法関係 <ul style="list-style-type: none"> ・警視庁八王子警察署 ・警視庁高尾警察署 ・警視庁南大沢警察署 ・警視庁八王子少年センター ・東京法務局八王子支局 ・八王子人権擁護委員 ・八王子地区保護司会 ・弁護士 ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・大学教授 ・特定非営利活動法人東京養育家庭の会 みどり支部 ・八王子市社会福祉協議会支えあい推進課 <p style="text-align: right;">合計 24 名</p>	<p>【委員】児童福祉専門分科会委員から選出</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学識経験者 ●児童福祉又は学校教育に係る事業に従事する者(対象年齢に応じて構成) <ul style="list-style-type: none"> ・八王子市私立幼稚園協会 ・八王子市私立保育協会 ・東京都立八王子拓真高等学校 ・八王子市公立小学校長会 ・八王子市公立中学校長会 <p>【臨時委員】本部会のみ推薦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・弁護士 ・学識経験者 ・その他必要に応じて委嘱 <p style="text-align: right;">合計 5 名以上</p>

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

施行日：令和7年10月1日

① 制度の現状・背景

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある。
 - 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられているところ、保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。
- (※) なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を发出(令和5年5月)するなどの対応を行っている。

② 改正内容

- **保育所等の職員による虐待について**、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。
 - ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ・都道府県による虐待の状況等の公表
 - ・国による調査研究 等
- **もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。**

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

1

こども家庭庁 保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要①）

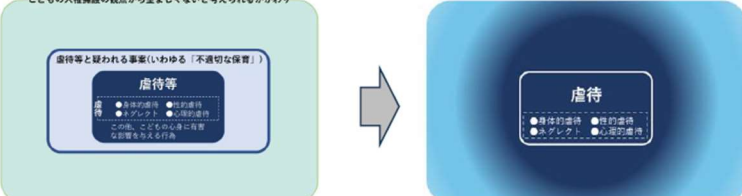
概要

- ◆ 保育所等に対する実態調査を踏まえ、虐待の考え方や虐待の防止等に関して保育所等・自治体それぞれに求められる事項等を整理したガイドラインを令和5年5月に发出。
- ◆ 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)において、保育所等における虐待の通報義務等の仕組みを設け、法律上、通報があった場合の自治体の対応を明確化したところ。
- ◆ 併せて、令和6年度には「保育所等における不適切な保育に関する調査研究」を実施し、虐待に係る判断プロセスや判断を行う際の指標を整理したところであり、改正法や調査研究を踏まえ、ガイドラインの内容の拡充を実施。

概念の再整理：「不適切な保育」について

- ◆ 従前、ガイドラインにおいては、「不適切な保育」を「虐待等が疑われる事案」と捉え、不適切な保育の中には虐待等が含まれるものであり、不適切な保育自体が未然防止や改善を要するものであるとして、必要な対応を講じていく必要があるものと整理をし、また、「不適切な保育」の外側に「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」があるものと整理していた。
- ◆ 一方で、日々保育の現場において行われる行為は、仮にその1つ1つが虐待には該当しないものであったとしても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、そうした行為の繰り返し等によって虐待になり得る、すなわち、**日々の行為の延長に虐待があると解すべき**。
- ◆ また、今般の改正法において、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待の4つを「虐待」と定義し、虐待が疑われる場合の通報義務を設けたことも踏まえ、**ガイドラインにおいては、「不適切な保育」や「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」という概念は用いず、「虐待」の概念を軸に講ずべき対応等を再整理**。
- ◆ この再整理は、「虐待」に該当しないものについて、未然防止や改善の取組を要しないことを意味するものではない。前述のとおり、日々の行為の延長に虐待があるものであり、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りが実施され、改善につながる一連の「流れ」をつくる、そうした不断の取組が重要である。

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり



ガイドライン目次

- I はじめに
 1. 本ガイドラインの位置づけ
 2. 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)について
 3. 保育所等における虐待について
 - (1) 虐待について
 - (2) 「不適切な保育」について
- II 保育所等における対応
 1. より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等
 - (1) こどもの権利擁護について
 - (2) 各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと
 - (3) 職員一人ひとりがこどもの人権・人格を尊重する意識の共有をすること
 2. 市町村等への相談
 - (1) 虐待と疑われる事案と確認した場合
 - (2) 虐待と疑われる事案に該当しないと確認した場合
 3. 市町村等の指導等を踏まえた対応
 4. さらにより良い保育を目指す
- III 市町村・都道府県(所管行政庁)における対応
 1. 未然防止に向けた相談・支援、より良い保育に向けた助言等
 2. 虐待対応の全体像と体制整備について
 - (1) 虐待対応の全体像
 - (2) 体制整備
 3. 保育所等からの相談や通報を受けた場合
 - (1) 通報受理時に確認する事項等
 - (2) 個人情報保護との関係
 - (3) 通報による不利益取扱いの禁止について
 4. 事実確認の準備と実施
 - (1) 通報内容の情報共有の実施
 - (2) 都道府県・市町村の連携及び対応の協議について(例：保育所の場合)
 - (3) 乳児等通園支援事業を行う保育所において虐待が発生した場合
 - (4) 初動対応の決定
 - (5) 事実確認の実施
 5. 虐待の有無の判断、課題の整理、対応方針の決定
 - (1) 虐待の具体的な判断過程
 - (2) 都道府県・市町村の連携及び対応の協議について(例：保育所の場合)
 - (3) 虐待と判断される行為の指標
 - (4) 指標に基づく判断の具体例について
 - (5) 判断後の対応
 - (6) 虐待と判断した場合の対応
 - (7) フォローアップ
 - (8) 児童福祉審議会への報告等
 - (9) 虐待の状況の定期的な報告・公表
- IV 参考資料

4

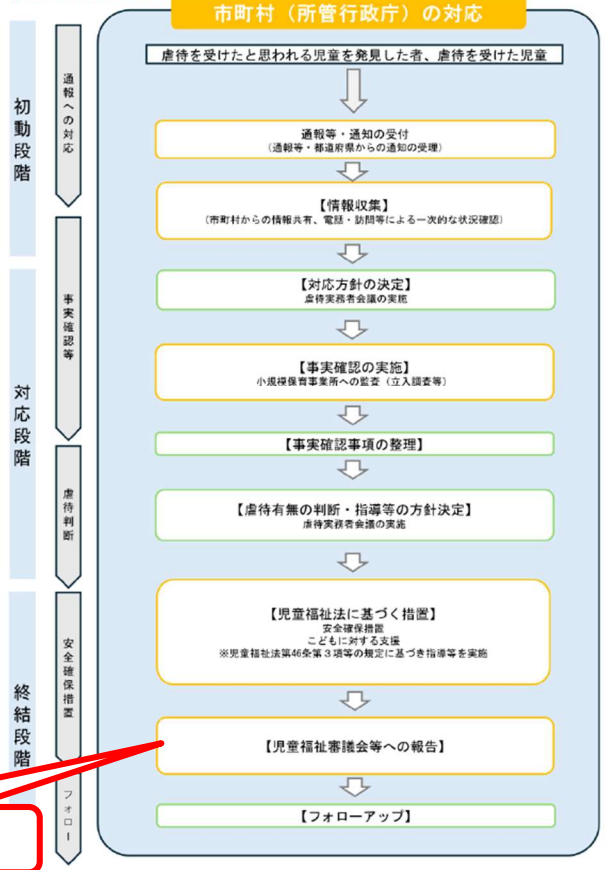
対応フロー

- ◆ 虐待の通報がされた場合、所管行政庁は、
 - ①情報収集・事実確認
 - ②虐待有無の判断・指導等の方針決定
 - ③安全確保措置の実施・こどもに対する支援
 - ④児童福祉審議会等への報告
 等について、実施する必要があることを記載。
- ◆ 具体的なフローの例として、小規模保育事業（市町村が所管行政庁の場合）を右に掲載しているため、参考にすること。

※保育所のように、都道府県が所管行政庁となる一方で、市町村も子ども・子育て支援法に基づく指導監督権限を有している場合については、次ページを参照すること。

検討いただきたい案件箇所

※小規模保育事業の場合

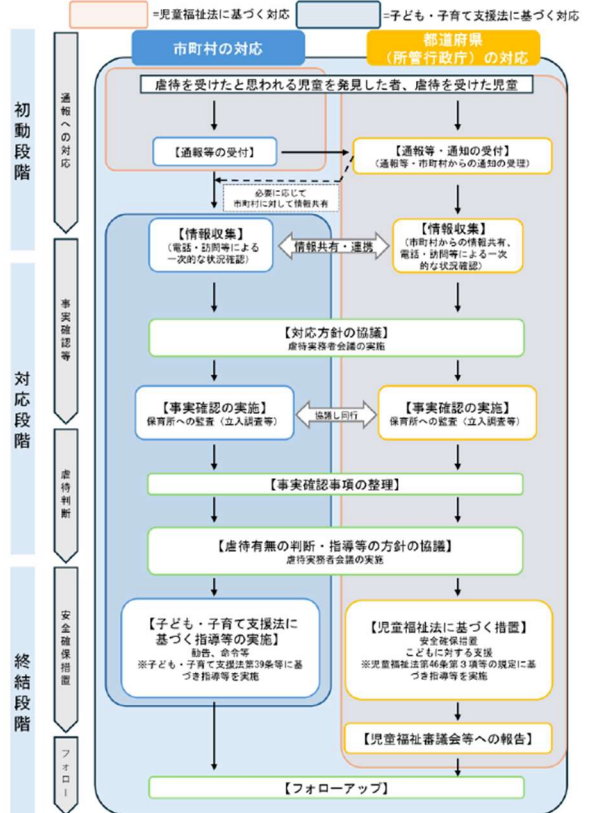


都道府県・市町村の連携

- ◆ たとえば、保育所については、都道府県が所管行政庁として虐待が発生した場合に必要な措置を講じる必要があるが、一方で、市町村も子ども・子育て支援法に基づく指導監督権限を有している。
- ◆ 都道府県と市町村が連携して虐待への対応を行う観点から、ガイドライン上、以下のような連携体制の整備のポイントを記載。

都道府県・市町村の役割分担・連携体制の例	体制整備のポイント
【事実確認の準備と実施】のフェーズ	
1 通報を受けた都道府県・市町村は、通報内容を整理した上で、双方の担当部署へと一報する。	あらかじめ通報があった場合の双方の担当部署への連絡ルートを確認する。
2 通報内容を踏まえ、所管行政庁である都道府県は事実確認に向けた準備を行う。その間、保育の実施主体である市町村が、通報のあった保育所への電話・訪問等を行い、一次的な状況確認等による情報収集を行う。	あらかじめ通報内容に応じた対応方法を都道府県と市町村の間で協議する。
3 市町村は情報収集の結果を都道府県に伝え、都道府県は市町村と協議の上、事実確認の対応方針を決定する。	都道府県と市町村の担当部署とで会議（虐待対応実務者会議）を行うなど、密にコミュニケーションを取る。
4 都道府県が立入調査を行う場合には、市町村の担当部署も同行し、連携しながら事実確認等を実施する。	あらかじめ立入調査を行う場合の対応方法を都道府県と市町村の間で協議する。
【虐待の有無の判断、課題の整理、対応方針の決定】のフェーズ	
1 事実確認を踏まえ、都道府県と市町村の間でそれぞれが保有する情報を共有し、虐待に該当するかどうかの協議を行う。	あらかじめガイドラインを踏まえ、虐待の判断プロセス等について、認識のすり合わせを行う。
2 都道府県において最終的な虐待の判断を行い、指導等の方針を併せて市町村に通知する。	都道府県と市町村の担当部署とで会議（虐待対応実務者会議）を行うなど、密にコミュニケーションを取る。市町村においては、あらかじめ都道府県の指導等を踏まえた対応方針を定めておく。
3 指導等の後については、日頃のフォローアップは市町村が行いつつ、都道府県は改善勧告等に基づき改善状況の確認等を行う。	あらかじめ、日頃から保育所と緊密に連携する立場にある市町村と都道府県とで、フォローアップの内容について方針を決める。

※保育所の場合



こども家庭庁 保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要③）

児童福祉審議会等への報告

- ◆ 所管行政庁は、虐待に関する事実確認や保育所等への指導等の措置を講じた場合には、都道府県児童福祉審議会や市町村児童福祉審議会へ報告しなければならない（改正児童福祉法第33条の15第1項）。なお、市町村児童福祉審議会を設置しない市町村にあっては、市町村児童福祉審議会の委員に相当する者（児童の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者であつて措置の内容等に関し公正な判断をすることができるもの）をあらかじめ指定し、当該者に対して、講じた措置の内容等を報告する。
- ◆ 児童福祉審議会の体制（児童福祉審議会そのもので審議するのか、専門の部会を設置するのか、保育所等の認可について審議を行う部会の審議事項を拡大するの等）については、各所管行政庁において判断。所管行政庁からの報告に速やかに応じることができることなどを含め、実効性の高い体制を整えておく必要がある。
- ◆ その上で、虐待に関し、専門的・客観的な立場からの意見を必要とする際には速やかな審議ができるよう、可能な限り頻回開催できるような形態を工夫することが必要。また、児童福祉審議会等の委員については、弁護士、医師、児童福祉の専門家（学識経験者、児童福祉行政経験者、児童福祉施設関係者等）も含め、こどもの心身の状態、発達について専門的に分析できる方や保育所等の状況を適切に判断できる方になっていただくことが必要。

児童福祉審議会等への報告事項	報告のポイント
①通報等がなされた保育所等の情報（名称、所在地、施設種別等） ②虐待を受けた（又は受けたとと思われる）こどもの状況（性別、年齢、その他心身の状況） ③確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因） ④虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種 ⑤所管行政庁において行った対応の内容 ⑥虐待があった保育所等において改善措置が行われている場合にはその内容 ※今後、府令において規定する予定。	◆ これらの報告については、数か月に1回程度定期的に開催する審議会の場で実施するほか、重大な事案の場合や児童福祉審議会の委員が求めたときには、緊急に審議会を開催し、報告することが必要である。 ◆ また、児童福祉審議会等に対する報告の仕方については、所管行政庁が措置を講じたすべての事案について概要を報告しつつ、たとえば、重大な事案や所管行政庁として判断に迷った事案を中心に意見を求めるなど、各所管行政庁において必要な工夫をしつつ、より効果的な児童福祉審議会等の運用をお願いしたい。

虐待の状況の定期的な報告・公表

- ◆ 市町村は、毎年度、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況をはじめとする下記の情報を都道府県に報告するとともに、都道府県は、毎年度、市町村から報告を受けた内容と、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況等の下記の情報をとりまとめ、都道府県のウェブサイトにおいて公表する（改正児童福祉法第33条の16）。
 ※今後、市町村の報告様式及び都道府県による公表様式をお示しする予定である（今年度末を予定）。

市町村が都道府県に報告する事項	都道府県が公表する事項
①被措置児童等虐待の状況 ・虐待を受けたこどもの状況（性別、年齢、心身の状態像等） ・虐待の類型（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待） ②虐待に対して市町村が講じた措置（報告聴取等、改善勧告、改善命令、事業停止命令等） ③その他の事項 ・施設等の種別 ・虐待を行った職員の職種	①自らが所管行政庁である施設等に係る左記の①～③の内容 ②市町村から報告を受けた内容（左記①～③）

保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインより抜粋(P20)

③児童福祉審議会等の体制整備

- **所管行政庁は**、保育所等において発生した虐待に関する事実確認や保育所等への指導等の措置を講じた場合には、都道府県児童福祉審議会や**市町村児童福祉審議会等へ報告しなければならない**。（改正児童福祉法第33条の15第1項）
- **児童福祉審議会の体制**（児童福祉審議会そのもので審議するのか、専門の部会を設置するのか、保育所等の認可について審議を行う部会の審議事項を拡大するの等）**については、各所管行政庁において判断いただくこととなるが、所管行政庁からの報告に速やかに応じることができることなどを含め、実効性の高い体制を整えておく必要がある。**
- その上で、虐待に関し、専門的・客観的な立場からの意見を必要とする際には速やかな審議ができるよう、**可能な限り頻回開催できるような形態を工夫することが必要**である。また、**児童福祉審議会等の委員については、弁護士、医師、児童福祉の専門家（学識経験者、児童福祉行政経験者、児童福祉施設関係者等）も含め、こどもの心身の状態、発達について専門的に分析できる方や保育所等の状況を適切に判断できる方になっていただくことが必要**である。
- また、幼稚園等における虐待に関して、所管行政庁は、虐待に関する事実確認や指導等の措置を講じた場合には、**教育、医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識を有する者**（以下「専門的な知識を有する者」という。）をあらかじめ指定し、当該者に対して、講じた措置の内容等を報告しなければならない。専門的な知識を有する者は各所管行政庁において判断いただくこととなるが、例えば、医療や心理などそれぞれの専門ごとに学校医やスクールカウンセラーなどの専門家を指定し、事案の性質に応じて適切な者に相談できるようにしておくなど、適切な体制を整えていただくことが重要である。なお、専門的な知識を有する者は必ずしも個人に限定するものではなく、各自治体における既存の会議体等を指定することも差し支えない。

令和8年度(2026年度)の児童福祉専門分科会の予定(案)

資料7

	開催予定日	時間	主な内容
第1回	5月15日(金)	18:00~20:00	令和7年度(2025年度)第二期子ども・若者育成支援計画 点検評価報告
第2回	6月12日(金)	18:00~20:00	令和7年度(2025年度)第二期子ども・若者育成支援計画 点検評価報告
第3回	7月10日(金)	18:00~20:00	令和7年度(2025年度)第二期子ども・若者育成支援計画 点検評価報告
(第4回)	8月7日(金)	15:00~17:00	令和7年度(2025年度)第二期子ども・若者育成支援計画 点検評価報告 (予備日のため未開催、または第5回を繰り上げて開催)
第4回 (第5回)	10月2日(金)	18:00~20:00	子どもの権利保障に向けた検討
第5回 (第6回)	12月18日(金)	18:00~20:00	子どもの権利保障に向けた検討
第6回 (第7回)	2月19日(金)	18:00~20:00	子どもの権利保障に向けた検討

※ 「子どもの権利保障に向けた検討」につきましては、3回を想定しておりますが、2回になる場合もあります。

※ 児童福祉専門分科会以外の各部会は、別途開催となります。

※ 正式には令和8年(2026年)4月1日以降に、その都度お知らせいたします。

5歳児健康診査の実施について

令和8年（2026年）2月27日

八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会資料

子ども家庭部
こども家庭センター

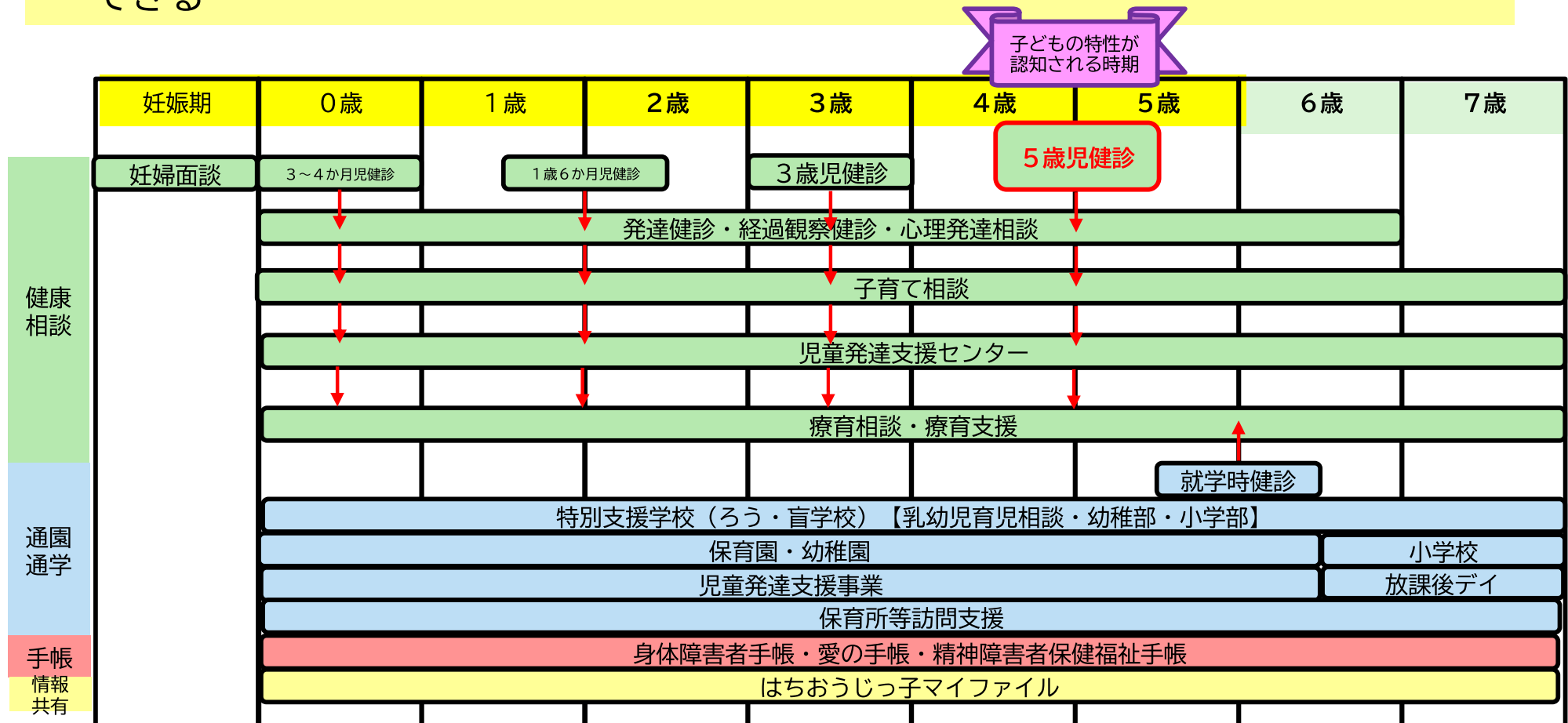


5歳児健康診査の目的

5歳前後は社会性や言語の理解能力等が高まり、発達の遅れが認知される時期です。5歳児健康診査は、3歳児健康診査から就学時健康診査までの行政主体の悉皆的な健康診査の空白期間を埋め、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行うことで、子どもの特性を早期に把握し、特性に合わせた適切な支援につなげることを目的としています。

5歳児健診実施時期

- 子どもの特性が認知される時期に健診を行うことで、支援が必要な子どもを早期に把握することができる
- 全員を対象とした健診を実施し、配慮が必要な子どもを適切な支援につなげることができる



※5歳児健康診査実施対象者：実施年度に満5歳になる幼児とする。標準的には、4歳6か月から5歳6か月となる幼児を対象とする。【母子保健医療対策総合支援事業実施要綱】

5歳児健診パイロット実施について

1. 目的

5歳児健康診査の実施に向けて手法の検討と課題抽出を行うため

2. 実施時期

令和8年（2026年）4月

3. 対象者の選定

(1) 対象者数：概ね500名

(2) 各圏域の児童数に基づき必要数を按分

(3) 按分した児童数により圏域ごとに園を選定

公立保育園から対象者を選定し、パイロット実施対象者数に満たない圏域は私立保育園・幼稚園に追加で依頼する

保育園・幼稚園 選定基準

	中央部	西南部	東南部	北部	西部	東部	合計
児童数	842	753	368	184	549	730	3,426
(うち公立保育園児童数)	(125)	(22)	(32)	(20)	(42)	(0)	(241)
パイロット 実施対象者数	123	110	54	27	80	106	500



5歳児健診パイロット実施について

